

① 療養担当規則等が定める揭示事項

■ 食事療養標準負担額

所得区分		1食あたりの金額
一般所得者の場合		510円
指定難病患者の場合(住民税非課税世帯以外)		300円
住民税非課税世帯の場合		240円
	長期該当入院の場合(※)	190円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合		110円

(※)入院期間が90日を超えると食事療養費が240円から190円に変更になります。

ただし、お住まいの役所で申請の手続きが必要となります。

■ 生活療養標準負担額(医療療養型病棟に入院された65歳以上の方)

所得区分		1食あたりの金額	1日あたりの居住費
一般所得者の場合		510円	370円
指定難病患者の場合		300円	0円
住民税非課税世帯の場合		240円	370円
	長期該当入院の場合(※)	190円	370円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	医療区分(Ⅱ)(Ⅲ)	110円	370円
	医療区分(Ⅰ)	140円	370円

(※)医療区分(Ⅱ)(Ⅲ)に該当される場合は、入院期間が90日を超えると240円から190円に変更になります。ただし、お住まいの役所での申請の手続きが必要となります。

医療区分(Ⅰ)に該当される場合は、240円になります。

「医療区分」とは患者様の医療の必要性を評価するために、疾患や状態、医療処置等を厚生労働省が3段階に分類したものです。

医療の必要性の高い方…医療区分(Ⅱ)・医療区分(Ⅲ)

医療の必要性の低い方…医療区分(Ⅰ)